

質 問 回 答 書

業務／工事名【令和8年度富岡町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その3）】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回答
1	入札説明書	2	3.(5).5)	『5) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。』との記載がございます。これは最初から監理技術者の複数工事の兼務は全く認めないという趣旨なのか、もしくは既に兼務している監理技術者が更に兼務することは認めないという趣旨なのかどちらの意味でしょうか。ご教示願います。	本工事では監理技術者の複数工事の兼務は認めません。
2	入札説明書	6	4.(7)	『(7) 除染等工事共通仕様書(第15版) (令和8年4月 環境省) (以下「工事共通仕様書」という。) 1-1-4に従い、放射線管理責任者を本工事に配置できること。』との記載がございます。放射線管理責任者は、監理技術者のような直接的かつ恒常的な雇用関係は不要であり、協力会社の管理でも良いと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	除染等工事共通仕様書(第15版) 1-1-4(2) 放射線管理責任者の要件に記載のとおり放射線管理責任者を「第1種放射線取扱主任者免状」若しくは「第2種放射線取扱主任者免状」を有する者から選任する場合は、当該放射線管理責任者は受注者と直接的な雇用関係を有する必要はありません。
3	特記仕様書	1	4	『4. 監理技術者の兼任について 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。』との記載がございます。これは最初から監理技術者の複数工事の兼務は全く認めないという趣旨なのか、もしくは既に兼務している監理技術者が更に兼務することは認めないという趣旨なのかどちらの意味でしょうか。ご教示願います。	回答No.1をご参照ください。
4	入札説明書	11	5.(5)	調査基準価格の算定に当たり、下記につきご教示願います。 ①経費対象外項目に乗じる係数をご教示願います。 ②建築工事が除染工事の諸経費対象外項目となっておりますが、①に準じて調査基準価格を算定するでしょうか。それとも、建築工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に所定に率を乗じて合算するでしょうか。 ③解体建物調査が建築工事の諸経費対象外項目となっておりますが、①に準じて調査基準価格を算定するでしょうか。異なる場合、調査基準価格の算定方法をご教示願います。	①除染工事諸経費対象外項目である設計書4号内訳書「21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用」「21.1.1.2 除染結果の報告に要する費用」「被ばく線量登録管理制度参加費用」は、共通仮設費に乗じる係数と同一です。 ②解体工事の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に所定の率を乗じて合算しています。 ③①に準じています。